

公明党・総務部会
平成29年11月14日

平成30年度 国の予算編成並び に施策に関する要望

要望項目部分抜粋

平成29年7月

全国町村議会議長会

第1 東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と 大規模災害対策の確立

東日本大震災から6年余りが経過し、国は、平成28年度以降の5年間で「復興・創生期間」と位置付け、必要な支援を実施していくこととしている。

しかしながら、被災地においては、地域ごとに復興の進捗状況にばらつきがあり、特に、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けた地域においては、未だ多くの被災者が故郷に帰還することが出来ず、不自由な避難生活を余儀なくされている。

また、昨年4月に発生した平成28年熊本地震は、熊本県をはじめ、大分県、福岡県、宮崎県など広範囲にわたり甚大な被害をもたらし、地域の住民生活や経済活動に重大な影響を及ぼしている。

現在、被災町村では、本格的な復旧・復興に全力で取り組んでいるところであるが、被災町村の財政基盤は脆弱であるため、国による万全な支援が不可欠である。

加えて、将来、想定される南海トラフ巨大地震、首都直下型地震、東海地震等の大地震や火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に備え、災害対策を強化すべきである。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要望する。

記

1 東日本大震災からの復興

(1) 復興のための財政措置

- ① 「復興・創生期間」においても、財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興の加速化に向けて、必要な事業を遅滞なく着実かつ円滑に推進できるよう、国は、基本方針に基づき、復旧・復興が完了するまでの間、万全の予算措置を講じること。
- ② 被災自治体に対する人的支援等が中・長期にわたり円滑に行えるよう、派遣元・派遣先自治体に対する財政支援を継続すること。
- ③ 避難者や被災自治体の行政機能を受け入れている自治体に係る地方交付税の算定については、当該受け入れに要する財政需要を通常の前年度額とは別枠で確保すること。
- ④ 被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興交付金制度の期間を復興が完了するまで延長し、必要な予算措置を講じること。

(2) 被災者支援施策の充実・強化

- ① 地震、津波等により生活基盤を失い、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、保健・医療・

福祉、教育など生活全般にわたるきめ細かい支援を機動的に実施すること。

- ② 今後の恒久的な住宅供給対策については、地元建設業者を活用した復興住宅の建設を進めるなど、被災地のニーズ・実情に即して柔軟に実施すること。

(3) 地域産業の復興支援

- ① 農林水産業の復旧・復興が一日も早く実現できるよう、「農業・農村の復興マスタープラン」及び「水産基本計画」に基づく施策を着実に実施すること。
- ② 震災や風評被害を受けた商工業や観光業等に対しては、税財政支援や金融支援等、各支援策の拡充・強化を図ること。

(4) 公共インフラの早期整備

- ① 復旧・復興に係る公共事業の円滑な施行を図るため、建設業の人手不足、資材の不足や高騰について、早急に対策を講じること。
- ② 地震・津波によって被害を受けた鉄道、道路、防潮堤、学校、病院等のインフラ整備を着実に行うこと。

2 原子力災害対策

- (1) 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」に基づき、原子力災害からの復興・再生を着実に実施する

こと。

特に、汚染水問題を含む廃炉に向けた取組みについては、「中長期ロードマップ」に基づいて、国の責任で着実に実施すること。

- (2) 避難指示解除区域への帰還に向けた環境整備を促進するため、あらゆる世代の住民が将来に希望を持てるよう、帰還者への十分な生活再建支援とともに、教育、医療、介護・福祉、商業施設の復旧・再開・営業継続、道路や上下水道の復旧・整備や飲用井戸水の確保、地域公共交通網の形成に向けた支援を強化すること。

特に、保健医療福祉を担う人材不足が極めて深刻であることから、医師・看護職員、介護職員等の人材確保に向けた支援を強化すること。

- (3) 帰還困難区域内に整備される「特定復興再生拠点区域」の認定にあたっては、地元市町村の意向を最大限尊重し、柔軟かつ円滑に認定するとともに、整備計画策定段階から支援すること。

また、特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域についても、将来の住民帰還に向けた除染やインフラ整備などの支援を講じること。

- (4) 原子力事故により生じた直接被害や風評被害及び地方公共団体の減収等の損害について、損害の範囲を幅広くと

らえ、全て賠償の対象とすること。

また、賠償金の支払いを確実かつ迅速に行うとともに、賠償請求未了者への請求手続きの周知や相談等をはじめ、農林水産業者、商工業者等の営業損害や個別請求についても、不利益の生じることのないよう対応を徹底すること。

- (5) 除染については、フォローアップ除染の実施など除染後の線量実態に応じた必要な措置を確実に実施すること。
- (6) 農地の除染や、間伐等の森林整備と放射性物質対策の一体的な実施、農業用ダム・ため池の放射性物質対策を加速化すること。

また、農業用以外のダム・ため池、河川、湖沼についても、環境回復の現状を踏まえ、除染対象とするとともに、国が策定した「森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を着実に進めること。

- (7) 放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理について、焼却処理以外の処理方法等を示すとともに当該処理等に要する経費の財政支援を講じること。
- (8) 中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」の確実な達成に向け、地権者への丁寧な説明による迅速な用地取得を図るとともに、減容化施設及び中間貯蔵施設の整備を加速化し、最終処分場を含め、国が責任をもって全ての放射性廃棄物を安全に管理・貯蔵すること。

(9) 避難が長期化している被災者に対し、住居、雇用、教育等生活全般について、きめ細やかな支援策を充実・強化すること。

特に、災害弱者である子どもや高齢者、障がい者等に対する支援を強化すること。

また、長期避難者のための生活拠点の整備等を促進すること。

(10) 原子力事故に伴う住民の健康管理にあたっては、国が責任をもって健康被害の防止を図るとともに、不安の払拭に向けた取り組みを強化すること。

(11) 国民に対し、科学的根拠に基づく正しい情報を発信し、風評被害の防止に努めるとともに、風評被害解消に向けた適切な施策を積極的に講じること。

また、時間の経過とともに、原子力災害が福島県だけの災害として矮小化するような風潮の拡大が懸念されることから、風化防止に取り組むこと。

(12) 避難児童・生徒へのいじめの未然防止や早期発見、心のケアを含めたいじめへの対処など、教育委員会や学校が行う取り組みへの支援をしっかりと行うこと。

また、避難児童・生徒への「いじめ」の根本には、原発被災地や放射線に対する偏見や誤解が大きいことから、児童・生徒はもとより保護者も含め、原発被災地・放射線へ

の正しい知識を学ぶ機会を設けること。

3 平成28年熊本地震からの復旧・復興

- (1) 今後、町村が財政面で安心感をもって復旧・復興に取り組んでいくため、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援について、特別な立法措置も含め、東日本大震災を踏まえた特別の措置を講じること。
- (2) 住居を失った住民に対し、災害公営住宅等を速やかに提供できるよう、最大限の支援と財政措置を講じること。
- (3) 地震により生活基盤を失い、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、保健・医療・福祉、教育など生活全般にわたるきめ細かい支援を機動的に実施すること。
- (4) 被災した建築物等のがれきをはじめとする災害廃棄物については、その処理が完了するまで全面的な支援を行うこと。
- (5) 大きな被害を受けた道路・橋梁・空港等の公共土木施設、農林水産業施設、学校教育施設、庁舎等の早期復旧と財政措置を含めた支援措置を講じること。
- (6) 震災や風評被害等を受けた農林水産業者、商工業者、観光業者等が事業継続や経営再建できるよう、税財政支援、金融支援の拡充を行うこと。

- (7) 県内外から人的支援として行われている職員派遣については、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

4 大規模災害対策の確立

- (1) 「災害対策基本法等の一部を改正する法律」、「大規模災害からの復興に関する法律」、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」、「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。

また、火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に対応するため、国民の生命・財産を守るための社会資本整備に十分な予算を確保すること。

- (2) 庁舎や避難所など公共施設の耐震化対策に計画的に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財政措置を講じること。
- (3) 地震・津波・火山噴火に対する予知観測施設の強化及び災害予報体制を早急に確立すること。
- (4) 大規模災害時に生じる膨大な災害廃棄物について、広域

- 的な処理体制を確立すること。
- (5) 大規模災害発生時に大量の避難民が発生した場合に備え、応急仮設住宅用の土地及び被災者用住宅を事前に確保すること。
 - (6) 発災後の新たなまちづくりを迅速かつ円滑に進めるため、全国の地籍調査が速やかに完了するよう、公共事業に位置付けるなど新たな制度を構築すること。
 - (7) 役場機能が滅失した場合に備え、広域的なバックアップ体制を確立すること。
 - (8) 地域防災力を強化するため、消防職員及び警察職員を除く全ての地方公務員が、勤務時間外においても、消防団員と同等の災害対応能力を発揮できる新たな制度を構築すること。

第2 地方創生のさらなる推進

我が国は急速な少子・高齢化、本格的な人口減少社会が到来し、特に多くの町村においては、町村の基幹産業である農林漁業の低迷や若年人口の減少により地域経済は衰退し、厳しい状況にある。

こうした中、政府は、平成26年12月、人口減少の克服と地方創生に向けて、2060年に1億人程度の人口を確保する「長期ビジョン」と今後5か年の政策目標・施策を策定する「総合戦略」を策定した。

これを受けて、町村では創意工夫を活かした施策を盛り込んだ地方版総合戦略等を策定し、本格的な「事業展開」に取り組んでいるところである。

現在、政府において、一億総活躍社会の実現に向けた取組が行われているところであるが、地方創生こそが一億総活躍社会実現のためのメインエンジンである。

まさに地方創生なくして一億総活躍社会の実現はない。

我々町村は、住民等と一体となって地方創生に向けた取組を進めてきているところであり、地方創生をさらに深化させるためにも、その大きな流れを緩めてはならない。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要望する。

記

- 1 「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を踏まえ、町村が創意工夫により施策を進める上で支障となる法令や制度等について見直しを行うとともに、町村が実施するこれらの施策について、制度的にも財政的にも支援すること。
- 2 人口減少の克服と地方創生のため、町村が自主性・独自性を発揮し、様々な施策を着実に進めることができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）の拡充・継続を図ること。
- 3 地方創生推進交付金については、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、自由度の高いものとするとともに、その規模を拡充すること。
また、地方創生に係る事業を円滑に実施するため、必要な財源を継続的に確保すること。
- 4 地方創生のための魅力ある地域資源を活かした緊要度の高いまちづくりなどを戦略的に推進するため、特別な地方債を創設し、その元利償還金について、交付税措置を講じること。

5 地方への新しいひとの流れをつくり、東京一極集中を是正するため、企業・大学・政府機関等の地方移転など、引き続き積極的に推進すること。

特に、若者が地方に定着するため、地方大学の振興、東京における大学の新增設の抑制及び地方移転の促進、地方における雇用創出と若者の就業支援などについて、緊急かつ抜本的な対策を講じること。

6 地方創生に積極的に取り組む小規模町村に対し、国家公務員等の人材を派遣する「地方創生人材支援制度」については、希望する町村に適切な人材を派遣されるよう、必要な人材を確保すること。

7 国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とすること。

第4 町村財政の強化

町村は、自主財源の乏しい中、自ら徹底した行財政改革を断行し、少子・高齢社会への対応、生活関連社会資本の整備、教育・文化の振興、農林水産業の振興、資源循環型社会の構築、国土保全などの諸課題に積極的に取り組んでいるが、依然として厳しい経済・雇用情勢が続いている。

一方、我が国では、人口減少の克服と地方創生に向けて、国・地方が一体となって本格的な事業展開に取り組んでいるところである。

こうした中で、町村が地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限発揮して地域づくりを進めるためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を進める一方、大都市への税財源の一極集中を是正し、地方交付税総額と合わせ、一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 地方税等自主財源の強化

- (1) 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小する

ため、国税と地方税の税源配分を歳出ベースに合わせるこ
と。

- (2) 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の充実強
化を図ること。

また、地方消費税の清算基準の見直しにあたっては、地
方の意見を十分踏まえ、税収を最終消費地により適切に帰
属させたものとする事。

- (3) 消費税率10%への引上げは再延期されたが、町村にお
いては、子ども・子育て等をはじめとする社会保障の充実
のための諸施策に取り組んでいるところであり、こうした
町村の社会保障施策の推進に支障が生じることのないよう、
必要な財源を確実に確保すること。

- (4) 消費税率10%時における軽減税率制度の導入にあ
たっては、地方の社会保障財源に影響を与えることのない
よう、安定的な恒久財源を確実に確保すること。

- (5) 東京への税財源の一極集中を是正すること。

- (6) 個人住民税については、町村の行政サービスの充実や質
の向上のための財源確保の面で重要な税であるとともに、
応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みと
なっていることを踏まえ、制度のあり方を検討すること。

- (7) 固定資産税における償却資産については、資産の保有と
市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税され

るものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。

なお、平成28年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、その期限の到来をもって確実に終了するとともに、その期限までの期間内であっても対象の拡充は断じて行わないこと。

(8) 固定資産税は町村における基幹税目であることから、平成30年度の評価替えにあたっては、税収の安定的確保を図ること。

(9) 地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の非課税措置を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。

特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。

(10) 自動車関係諸税の見直しにあたっては、町村にとって極めて貴重な財源であることから、町村財政へ影響を及ぼすことのないよう、確実に代替財源を確保すること。

(11) 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を充実確保すること。

(12) たばこ税の税率の将来に向かっての引き上げにあたっては、市町村に及ぼす影響を勘案し、現行の総額を確保す

ること。

- (13) 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の設備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (14) ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (15) 森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」を早期に導入すること。

2 地方交付税の充実強化

- (1) 地方交付税は、地方固有の財源であり、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」に変更すること。
また、国の一般会計を経由せず「地方交付税（地方共有税）及び譲与税特別会計」に繰り入れること。
- (2) 地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにすること。
- (3) 地方交付税（地方共有税）の財源保障機能及び財源調整機能に則り、地方財政計画に町村の財政需要を適切に反映させ、地方交付税の総額を確保すること。

また、大幅な地方の財源不足が続いていることから、地

方交付税（地方共有税）の法定率を引き上げること。

- (4) 地域経済の活性化、雇用等対策に必要な財源を確保する観点から、地方財政計画における「歳出特別枠」を実質的に堅持すること。
- (5) 地方は国を大きく上回る行財政改革を実施する中で、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、基金の積立を行っているところであり、基金の増加を理由に地方歳出の削減を行わないこと。
- (6) 人口減少の克服と地方創生のため、町村が自主性・独自性を発揮し、様々な施策を着実に進めることができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）の拡充・継続を図ること。
- (7) 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定にあたっては、今後徐々に取組みの成果（成果指標）による算定方式にシフトするとされているが、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服と地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取組みが必要であることを十分に考慮すること。
- (8) 基準財政需要額の算定にあたっては、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映すること。

また、民間委託等の業務改革を推進するトップランナー方式が導入されたが、具体の算定にあたっては、町村の実情を十分踏まえるとともに、行財政運営に支障をきたすことのないようにすること。

- (9) 町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、水源涵養、食料生産、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、人口を中心とした配分基準を是正すること。

また、現在、湖沼面積を自治体面積に含めて基準財政需要額を算定しているが、これを海域面積にも適用すること。

3 地方債の改善充実

- (1) 防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取組み等を着実に推進できるよう、地方債資金の所要総額の確保を図るとともに、長期・低利な公的資金（特に、地方公共団体金融機構資金）を安定的に確保すること。

また、一般会計及び公営企業に必要な資金を供給する地方公共団体金融機構の業務の在り方の検討にあたっては、現行の枠組みを堅持し、引き続き町村の資金調達に支障を来すことのないようにすること。

- (2) 臨時財政対策債をはじめ累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じるこ

とのないよう、万全の財源措置を講じること。

- (3) 地方創生のための魅力ある地域資源を活かした緊要度の高いまちづくりなどを戦略的に推進するため、特別な地方債を創設し、その元利償還金について、交付税措置を講じること。

第6 議員のなり手確保

我が国の地方自治制度の基本は議会制民主主義であり、議会が住民の代表機関として適切な役割を果たすためには、より幅広い層の住民が議員として参画することが求められている。

しかしながら、昨今の町村議会議員選挙においては、全国的な人口減少や高齢化の進行、従来からの低額な議員報酬の影響等もあり、立候補者が減少し、無投票当選が増え、一部の町村議会では定数割れとなるなど、議員のなり手不足が深刻化している。

こうした状況のなか、長と議会とが相互に牽制し均衡を保持する二元代表制を維持するためには、議員のなり手不足を解消することが喫緊の課題である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 地方議会議員の位置付けの明確化

地方議会議員は、地方議会に課せられている団体意思の決定及び執行機関の監視の使命を全うするため、日常的に住民の声を広く汲み取り、議案審議、政策立案、行財政の監視及び調査研究等に努める旨を法律上規定すること。

2 多様な人材を確保するための環境整備

議員の兼職及び兼業禁止の緩和、議員への立候補及び議会・議員活動のための休暇・休職制度、議員退職後の復職制度の整備や議員報酬の改善、若者手当等の諸手当の導入、学校教育における地方議会の啓発など幅広い層から多様な人材を確保するための環境整備を図ること。

3 地方議会議員選挙の活性化

- (1) 多様な人材の議会参加を促すため、町村も市と同様に選挙運動用の自動車及び選挙運動用のポスターについて、公営選挙の対象とすること。

また、町村も市と同様に選挙運動用のビラを頒布できるよう制度化するとともに公営選挙の対象とすること。

- (2) 選挙権と被選挙権の格差をなくすため、被選挙権年齢を引き下げること。
- (3) 住民に身近な市町村の選挙については、候補者と有権者との戸口での質疑や討論を可能にする戸別訪問を解禁し、選挙の活性化と自由化を図ること。

4 地方議会議員の厚生年金制度への加入

国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を

早急に実現すること。

5 公務災害補償制度の充実

地方議会議員の活動範囲及び責任の拡大等に対応し、議員が安心して職務に邁進できるよう、地方議会議員の公務災害補償についても、地方公共団体の長をはじめ一般職までの全ての常勤職における公務災害補償を地方公共団体に代わって行っている地方公務員災害補償基金において実施することとし、その充実を図ること。